

**リハビリテーションに係る医療保険と介護保険の
給付調整に関する疑義解釈について**

疾患別リハビリテーション料の一部変更等については、「「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(平成19年3月30日付け保医発第0330001号、厚生労働省保険局医療課長及び歯科医療管理官連名通知)等により実施されているところですが、この度、厚生労働省保険局医療課から同省老健局老人保健課を通じ「疑義解釈資料の送付について(その8)」の送付がありましたのでお知らせします。

【平成19年6月1日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡より抜粋】

【1 リハビリテーション】

(問1) 平成19年4月から、介護保険におけるリハビリテーションに移行した日以降は、同一の疾患等に係る医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できないこととされており、また、同一の疾患等について介護保険におけるリハビリテーションを行った月は、医療保険における疾患別リハビリテーション医学管理料は算定できないこととされている。

この介護保険におけるリハビリテーションには、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが含まれているが、

- ① 通所リハビリテーションにおいて、個別リハビリテーションの実施等を評価する「リハビリテーションマネジメント加算」や「短期集中リハビリテーション実施加算」、
- ② 介護予防通所リハビリテーションにおいて、利用者の運動器機能向上に係る個別の計画の作成、サービス実施、評価等を評価する「運動器機能向上加算」

を算定していない場合であっても、同様に取り扱うのか。

(答)

そのとおり。

通所リハビリテーションにおいて、リハビリテーションマネジメント加算や短期集中リハビリテーション実施加算を算定していない場合及び介護予防通所リハビリテーションにおいて、運動機能向上加算を算定していない場合であっても、介護保険におけるリハビリテーションを受けているものであり、同様に取り扱うものである。

(問2) 介護保険における通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション以外の介護サービスを受けている者であれば、疾患別リハビリテーション料又は疾患別リハビリテーション医学管理料を算定できると考えてよいか。

(例) 通所介護の「個別機能訓練加算」、訪問看護ステーションにおいて看護職員に代わり理学療法士又は作業療法士が行う訪問看護等

(答)

そのとおり。

担当	京都府保健福祉部 高齢・保険総括室介護保険事業室	
連絡先	TEL 075-414-4672 FAX 075-414-4572	